

動物の愛護及び管理に関する法律 の一部施行について

令和2年6月に施行された主な内容

1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化

2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等

- ・登録拒否事由の追加
- ・犬・猫の販売場所を事業所に限定

3. 動物の適正飼養のための規制の強化

- ・適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ・都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ・特定動物（危険動物）に関する規制の強化
愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ・動物虐待に対する罰則の引き上げ
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

4. 都道府県等の措置等の拡充

- ・動物愛護管理センターの業務を規定
- ・動物愛護管理担当職員の拡充
- ・所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

5. その他

- ・殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ・獣医師による虐待の通報の義務化
- ・関係機関の連携の強化
- ・地方公共団体に対する財政措置
- ・施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項

飼養・保管等の基準

第7条第7項 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

| | |
|-------------|---|
| 家庭動物 | 家庭や学校などで飼われている動物 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」 |
| 展示動物 | 展示やふれあいのために飼われている動物（動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクションなど） 「展示動物の飼養及び保管に関する基準」 |
| 実験動物 | 科学的目的のために研究施設などで飼われている動物 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」 |
| 産業動物 | 牛や鶏など産業利用のために飼われている動物 「産業動物の飼養及び保管に関する基準」 |

第7条第1項

よるべき基準を定めているときは、それらの基準を遵守する責務があることを明確化

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

登録拒否事由の追加

(現行)第12条第1項

○第3号

・登録の取消処分があった日から
2年を経過しない者

○第4号

・登録を取り消された法人の役員
であった者で、取消後から**2年**
を経過しない者

○第6号

・各関係法令で罰金以上の刑に処
され、その執行後**2年**を経過しな
い者



◎拒否期間の延長、関連違反法令の追加

(改正後)第12条第1項

○第3号

・登録の取消処分があった日から**5年**を経過しない
者

○第4号

・登録を取り消された法人の役員であった者で、取
消後から**5年**を経過しない者

○第6号

・各関係法令(**対象行為を拡大***)で罰金以上の刑
に処され、その執行後**5年**を経過しない者
*** 外国為替及び外国貿易法による罰金以上の刑等**

○第8号

・法人であって、その役員又は環境省令で定める使
用人のうち前各号のいずれかに該当する者があ
るもの

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

登録拒否事由の追加 ○新規拒否事由

○第12条 第1号

- ・心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者

○同条第2号

- ・破産手続開始の決定を受け手復権を得ない者

○同条5の2号

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

○同条 7号

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

○同条 7号の2

- ・第1種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者

○同条 9号

- ・個人であって、その環境省令で定める使用人のうちに第1号から第7号の2までのいずれかに該当する者があるもの

第1種動物取扱業による適正飼養等の促進等

○犬・猫の販売場所を事業所に限定 第21条の4

- ・第1種動物取扱業者は、動物を購入しようとする者に対し、その事業所において、販売に係る状態を直接見せ、説明を行う。
(第21条の4)



販売事業所外での対面説明等の禁止

○勧告に従わない事業者の公表 第23条第3項

勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表することができる

○第1種動物取扱業の登録取消後の勧告等 第24条の2

取消後2年間、勧告、命令、報告徴収、立入検査が可能

動物の適正飼養のための規制の強化

①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化

第37条

○第37条（要約）

犬又は猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のために生殖を不能にする手術等の措置を講じなければならない。

↑ 努力義務から義務化へ

動物の適正飼養のための規制の強化

都道府県知事による**指導、助言、報告徴収、立入検査**を規定

②不適正飼養に係る指導等の拡充

第25条第1項

- 不適正飼養により、生活環境が損なわれていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができる。



原因者全般への指導権限を付与

- 多頭飼育に限定しない
- 飼養管理を行う者に限定しない

③不適正飼養者への立入権限の付与

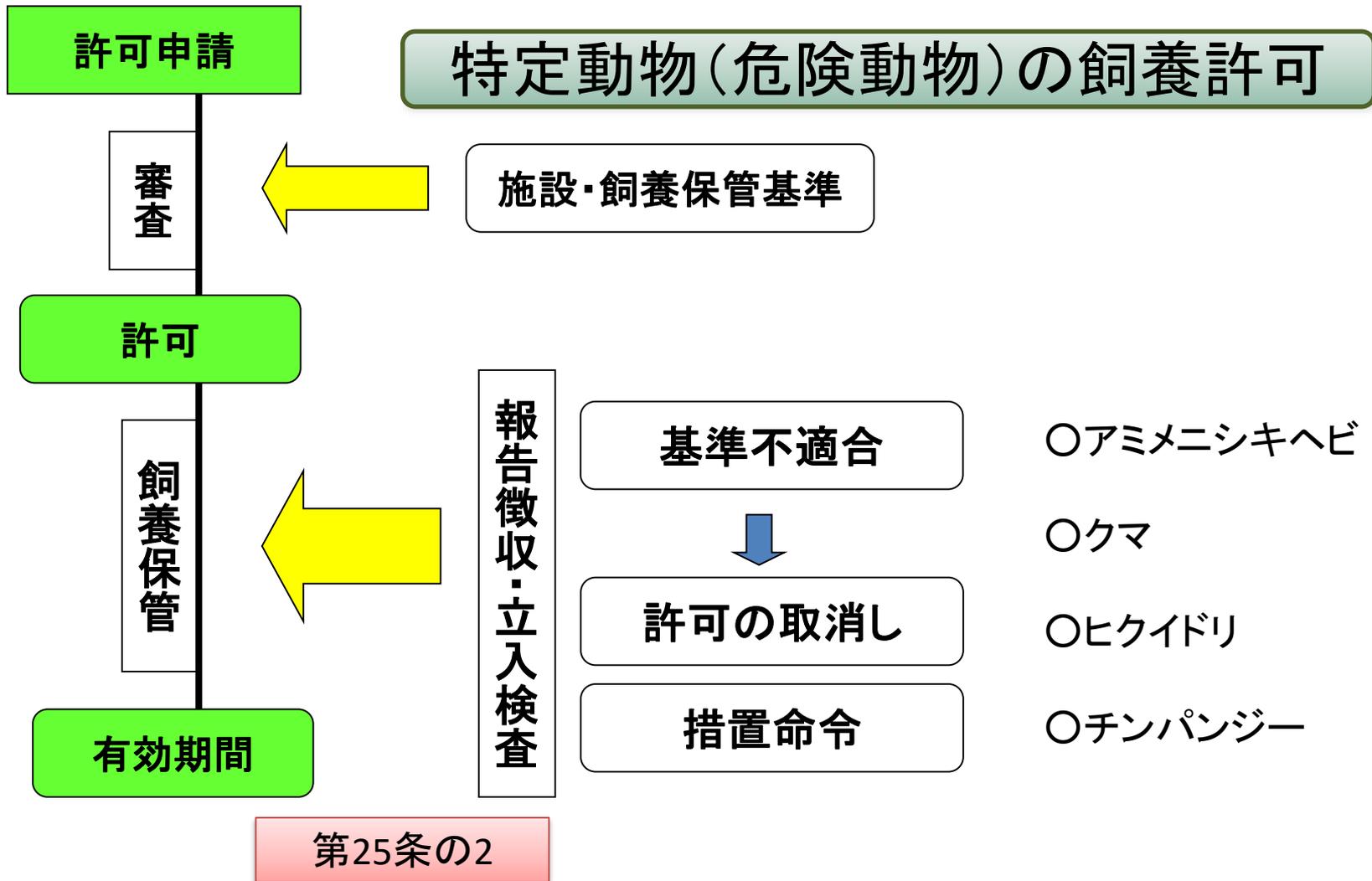
第25条第5項

- 不適正飼養に起因して動物が衰弱する等、虐待のおそれがあると認められる場合



報告徴収、立入検査の権限を規定

特定動物(危険動物)の飼養許可



- 特定動物が交雑して生じた動物も、特定動物として扱う
 - 特定動物の愛玩目的での飼養を禁止
- (第25条の2、第26条)

都道府県等による犬猫の引取り

犬猫の引取り（第35条）

- ◆ 都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合は、**引取りを行わなければならない。**



昭和48年総理大臣決定→平成18年環境省告示

「犬及び猫の引取り及び負傷動物等の収容に関する措置」

- ・ 保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

- ◆ ただし、動物取扱業者から引取りを求められた場合や引取りを繰り返し求められた場合などは、**引取りを拒否することができる。**

(引取りを拒否された業者が、万が一その犬猫を遺棄した場合は、法第44条による罰則の対象となる。)

- ◆ 都道府県等は、**引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に努める義務。**

所有者不明の犬猫の引取拒否事由の追加

(所有者不明の犬猫の引取り)

第35条第1項、第3項

- 都道府県等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、**周辺的生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合**として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

※下線部が改正により新たに適用される部分

動物を殺す場合の方法

動物を殺す場合の方法（第40条）

動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法
に関し必要な事項を定めることができる。



動物の殺処分方法に関する指針

第40条第3項

新たに追加

3 前項の必要な事項を定めるに当たっては、第1項の方法
についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければな
らない。

動物の殺処分方法に関する指針

第1 基本原則

管理者及び殺処分実施者は、動物を殺処分しなければならない場合にあっては、殺処分動物の生理、生態、習性等を理解し、生命の尊厳性を尊重することを理念として、その動物に苦痛を与えない方法によるよう努めるとともに、殺処分動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するよう努めること。

第2 定義

(4) 苦痛 痛覚刺激による痛み並びに中枢の興奮等による苦惱、恐怖、不安及びうつ状態等の態様をいう。

第3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

動物愛護管理法の主な罰則

| 主な罰則 | |
|--|--------------------------|
| 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 第44条第1項 | 5年以下の懲役又は 500万円以下の罰金 |
| 愛護動物をみだりに虐待した者 愛護動物を遺棄した者 第44条第2項、3項 | 100万円以下の罰金 又は1年以下の懲役 |
| 無許可で特定動物を飼養保管した者 | 6ヶ月以下の懲役又は 100万円以下の罰金 |
| 無登録で第1種動物取扱業を営んだ者 | 100万円以下の罰金 |
| 無届出で第2種動物取扱業を営んだ者 | 30万円以下の罰金 |
| 不適切な多頭飼育者が措置命令に違反した場合 | 50万円以下の罰金 |

赤字は、**2019年改正!**

都道府県等の措置等の拡充

① 動物愛護管理センターの業務を規定

第37条の2

○都道府県等は、動物愛護管理に関する事務を所掌する部局又は施設が、動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする

※動物愛護管理センターが行う業務

- (1) 動物取扱業の登録、届出、並びに監督
- (2) 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収、立入検査
- (3) 特定動物の飼養又は保管の許可、監督
- (4) 犬・猫の引取り、譲渡し等
- (5) 動物の愛護及び管理に関する広報その他啓発活動
- (6) その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務

※中核市は(4)～(6)に掲げる業務

② 動物愛護管理担当職員の位置づけの明確化

第37条の3

- (1) 「動物愛護**管理**担当職員」と規定
- (2) 動物愛護管理担当職員の必置化
- (3) 指定都市及び中核市以外の市町村（特別区を含む。）については、必置ではなく努力規定

その他

① 獣医師による虐待の通報の義務化

第41条の2

○みだりに殺された、傷つけられた、虐待されたと思われる動物を発見した際に、**遅滞なく**都道府県等に通報することを**義務化**

↑ 努力義務から義務化へ

② 関係機関の連携の強化

第41条の4

以下に関する自治体への情報提供、技術的助言等を国の努力義務として追加

- (1) 動物愛護管理担当職員の設置
- (2) 畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務の担当部局、民間団体との連携強化
- (3) 地域における犬猫等の動物の適切な管理に関する情報提供、技術的助言